

回 答 書

令和7（2025）年8月20日

入札参加者 各位

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



番 号	3	2	5	1	5	8
件 名	くろいそ運動場LED照明器具賃貸借					
No	質疑事項		回答			
1	作業に際して高所機材を必要とする箇所及び、その其々の器具の設置高についてご教示ください。(高天井器具、トレーニングルーム、体育館アリーナ等) また、使用する高所機材について、機器荷重や寸法、養生方法等についてご指定がございましたら、ご指示ください。		高所機材を必要とする箇所は、「交換対象照明器具一覧」に記載の次の箇所です。 ○管理棟 ロビー 吹抜(№13) 設置高 約8メートル ○武道館 1F 柔道場・剣道場(№41、42、44、45) 設置高 約12メートル ※築年の古い施設のため、耐荷重は不明です。スポーツ利用を想定した床面構造のため、作業に当たっては、床面破損防止のため、ローリングタワーの使用を想定し、必要に応じて養生等を行ってください。 ※照明の昇降及び天井裏へのアクセスは可能です。 2F 観客席(№55) 設置高 約4メートル ○外灯(補助球場)(№31、32、33) 設置高 約10メートル ○外灯(東駐車場、武道館回り)(№37、53) 設置高 約6メートル			

		○テニスコート照明（№ 3 4、3 5、3 6） 設置高 約 1 0メートル ○野球場照明（№ 3 8） 設置高 約 2 8メートル ※支柱内から、照明部へのアクセスは可能です。
2	仕様書内、『ソケット、端子台、配線等に劣化が見られる場合、乙の負担により新品に交換』との御記載がございます。現場調査未実施の状況において、現状の御提供資料の中で当該積算を行う事は不可能です。落札者による現場調査実施後の積算、追加費用の協議を頂けるものと認識してよろしいでしょうか。	本施設は竣工後 4 0 ～ 5 0 年程度経過した施設（管理棟：昭和 5 2 年竣工、野球場照明：昭和 5 0 年竣工、武道館：平成 2 年竣工）であることを踏まえ、一般的な劣化状況を考慮の上、交換費用を積算に含めてください。 なお、現地調査の結果、当初の想定を大幅に上回る場合は、協議に応じます。
3	既存アスベスト、P C B 使用器具に関する調査記録がございましたら、その其々についてご開示願います。また、記録外の既存アスベスト、P C B 使用器具が発見された場合、その対応に要する期間と費用については別途協議を頂けるものと認識してよろしいでしょうか。	P C B については調査、処理済です。 また、今回の照明器具交換においては、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事は予定しておりません。 ただし、アスベスト含有建材に穿孔等を行う必要が生じた場合は別途協議します。
4	物件の施工費用の算出において、作業時間の御指定の有無により、変動がございます。日中、夜間、休祝日限定作業等、条件がございましたら教えてください。	作業時間の指定はありませんが、以下の施設の利用時間内での作業を想定してください。 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで （1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く）
5	現地へ搬入させて頂く新品照明器具を受入、保管するスペース並びに、撤去した既存器具等を集積するスペース(産廃集積場所)については、無償にてご提供頂けるものと認識してよろしいでしょうか。また、その場所について教えてください。	お見込みのとおりです。 なお、資材、産廃等を保管するコンテナ等は受注者の負担となります。 保管、集積スペースは以下を想定しています。 新品照明器具保管スペース：野球場屋内倉庫及び武道館会議室 既存器具等集積スペース：野球場屋内倉庫

6	仕様書内、『現地試験の結果、不具合が発見された場合は、乙の負担及び責任において、物件が正常に動作するよう必要な調整作業を行うこと』との御記載がございます。上記質疑2と同様、現状資料のみでは積算ができません。現場確認後の追加費用の協議を頂けるものと認識してよろしいでしょうか。	受注者の責によらない理由による場合は、対応について協議に応じます。
7	テニスコートの照明ポール高を教えてください。	設置高は約10メートルです。
8	テニスコート内への高所作業車の進入は可能でしょうか。不可能である場合、対応方法についてご指示ください。	テニスコート内への高所作業車の進入は可能です。
9	感染症蔓延や社会情勢等、事業者の責に帰さない事由により工期やコストに変更が生じる場合、別途協議を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	受注者の責によらない理由による場合は、対応について協議します。
10	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から ◎1本当たりの消費電力 ◎1本あたりの光束値 に関して、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

11	リース対象品は新品(未使用品)であることを要件とされておりますが、その根拠資料として、製造者発行の出荷証明書の提出が必要でしょうか。また、その提出は着工前に完了するという認識でよろしいでしょうか。	仕様書 8-(5)-②に記載のとおり、出荷証明書は、交換工事開始前に提出してください。
12	このところ他の自治体における類似の入札において、落札後に落札事業者が仕様書内容の変更を求め、当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例が複数あったと伺っております。貴市においては正当の理由なく本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	照明器具M,Nについて、調光方法がPWM調光と記載されております。無線調光での対応も認めるものと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	照明器具N(テニスコート照明)について、製造メーカーへ問合せましたところ、仕様書記載に該当する製品(質量12.7kg以下)は廃番でございました。同等品として『FVT600N-D-M』を認めて頂くことは可能でしょうか。差異は製品重量(質量)のみであり、13.5kgです。その他仕様数値については全て満たしております。	同等品として認めます。